

## 別記

### 個人情報取扱業務特記事項

(個人情報の取扱い)

第1条 協力事業者は、この事業に係る業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2条 協力事業者は、この事業に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らしてはならない。

2 協力事業者は、この事業に係る業務を処理するための個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者が、この事業に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この事業が終了し又は解除された後においても同様とする。

(目的外収集及び利用の禁止)

第3条 協力事業者は、この事業に係る業務を処理するため、個人情報を収集し又は利用するときは、当該業務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供制限)

第4条 協力事業者は、この事業に係る業務を処理するため、伊東市から提供された個人情報が記録された資料等を、伊東市の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(再委託等の禁止)

第5条 協力事業者は、この事業に係る業務の処理を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ伊東市が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複製、複写の禁止)

第6条 協力事業者は、この事業に係る業務を処理するため伊東市から提供された個人情報が記録された資料等を、伊東市の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(個人情報の適正管理)

第7条 協力事業者は、この事業に係る業務を処理するため伊東市から提供された個人情報が記録された資料等を、業務が完了するまでの間においてき損及び滅失することのないよう、当該個人情報の適正な管理に努めなければならない。

(提供資料等の破棄)

第8条 協力事業者は、この事業に係る業務を処理するため伊東市から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに破棄するものとする。

(事故報告義務)

第9条 協力事業者は、この事業に係る業務を処理するため伊東市から提供された個人情報が記録された資料等の内容を、漏えい、き損及び滅失した場合は、伊東市に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(解除及び損害賠償)

第10条 伊東市は、協力事業者が個人情報取扱業務特記事項の内容に反していると認めるときは、協力事業者の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。